

# 東法連ニュース

2020年  
(令和2年)  
6月号  
第411号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL : <http://www.tohoren.or.jp> Mail : [info@tohoren.or.jp](mailto:info@tohoren.or.jp)

## 令和3年度税制改正要望の とりまとめスケジュールは例年どおり

東法連では、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、3月17日に予定していた理事会の開催を見合わせ「決議の省略」の手続きにより、令和2年度事業計画・収支予算などの承認を得た。

税制関連の事業計画については、前年度の消費税増税と軽減税率制度導入についての文言を「今後導入が予定されているインボイス制度をはじめ、電子申告制度等、納税者が混乱することの無いよう制度の周知活動に注力する。」旨に変更している。

なお、東法連税制税務委員会では以下のとおり具体的な活動計画が示されている。

税制改正への対応としては、税関連コンテツの充実に注力するとしており、「税制改正大綱の概要」や「法人会の税制改正に関する提言」に関する会報用版下を提供する。また、国税庁、東京都の税に関する広報物等を、各単位会に周知することに努

める。

税関連の研修としては、税制講演会等税関係に的を絞った研修会・セミナー等を企画実施し、公益性の観点から一般の企業や市民にも参加枠を拡げる。

租税教育については、小中学生に対する教育が極めて重要であり、積極的に取り組む。また、若年層の税に対する関心が高まるよう努力する。

令和3年度税制改正要望のとりまとめにあたっては、東法連事務局が

### 東京都福祉保健局と連名で健康ポスターを作成

東法連では、前年に引き続き東京都福祉保健局と東法連の連名による健康ポスターを作成した。このポスターは、各法人会に配布し会員企業や事務局などに掲示してもらう。また、東京都福祉保健局を通じて公共施設へ掲示するなどして、一般にもPRする。

作成した「たたき台」が示され、これを基に各単位会において議論を行い、加筆修正して単位会案をとりまとめるとともに、単位会の状況にあわせて活用してもらう。全法連要望とりまとめまでのスケジュールは税制税務委員会の中止等はあるものの、今のところ例年どおりである。別掲参照（2ページ）。

単位会では「たたき台」や全法連アンケート等を適宜活用し、要望事項をとりまとめた上で、東法連あて提出していただく。東法連ではアンケート集計結果、単位会からの要望事項等をもとに6月18日に開催予定の税制税務委員会で令和3年度東法連要望事項案を作成し、全法連あて提出する。



法人会健康ポスター

絵はがきコンクール入賞作品を題材に

e-Tax 利用促進ポスター

東法連では、昨年度に引き続き、e-Tax 利用促進のため、イータ君と令和元年度東法連税に関する絵はがきコンクール入賞作品を題材にしたポスターを作成した。ポスターには「法人会」及び「東京国税局 税務署」のロゴが付されている。



法人会e-Tax推進ポスター

また、都内税務署にも掲示してもらおう、各単

ポストターは会員の事業所や事務局などに掲示してもらい、法人会が行っている絵はがきコンクールのPR、推進にも広く活用してもらおう。

令和元年度事業報告・収支決算を「決議の省略」により承認

東法連特退共理事会

公益財団法人東法連特退共理事会

おめでとうございます

令和2年春の叙勲受章者の発表があり、東法連関係では、次の方が受章の栄に浴された。

【旭日双光章】 (納税功労)



青柳 晴久 氏

(副会長・四谷法人会会長)

共済会(小林栄三理事長)は、5月26日に予定していた第29回理事会について、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、開催を見合わせ、決議の省略(定款38条)の手続きを行った。その結果、提案書に記載の提案事項について、5月26日までに理事全員の書面

令和3年度税制改正要望とりまとめスケジュール

月	東法連	全法連
1月		
2月	令和3年度税制改正要望たたき台	全法連: 税制セミナー 2月12日(中止) 第3回税制委員会
3月	第3回税制税務委員会 3月5日(書面審議) 税制講演会 3月16日(中止)	
4月	単位会要望取りまとめ	第1回税制常任委員会(中止)
5月	※各委員に意見を求めた後 東法連要望取りまとめ	全法連税制アンケート 第2回税制常任委員会(中止) 第3回税制常任委員会(中止)
6月	第1回税制税務委員会 令和2年6月18日	全法連 要望取りまとめ提言策定 第4回税制常任委員会 第5回税制常任委員会
7月		第1回税制委員会(提言骨子の確認)
8月		提言起草検討会
9月	第2回税制税務委員会(第1回連絡協議会) 9月17日	第2回税制委員会(税制改正提言の策定)
10月	法人会全国大会(岩手) 10月8日(木) 提言趣旨説明	理事会(税制改正提言を決議)
11月	提言活動	
12月	令和3年度税制改正大綱	

による同意があり、決議があったものとみなされた。また、監事からは決議の省略の手続きについて異議がない旨の確認がとられた。提案事項は、①令和元年度事業報告 ②同収支決算 ③会計監査人

の報酬 ④資産運用状況 ⑤任期満了に伴う役員候補者および評議員候補者の推薦 ⑥第18回定時評議員会 ⑦評議員会の開催、の7つで、これらのうち、事業報告では前年同様、都内未加入事業所あ

ダイレクトメールの送付、各法人会広報誌への広告掲載・チラシの折り込み、委託保険会社の都内各支社推進員を対象とした研修等を実施したことや、令和元年度における給付金支払額は36億3300万円、年度末における加入状況は、事業所数4785社、人数3万5561人、口数32万6450口、積立金は439億9700万円あまりとなっていることなどが承認された。

また、収支決算では、事業収益である掛金収益が39億7500万円あまりとなったことなどが承認された。

**新型コロナウイルス対策として  
制度加入企業・会員企業向けに  
様々なサービスを提供**

**福利厚生制度協力3社**

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、法人会会員企業も少なからず経営上の影響を受けていると思われる。福利厚生制度協力3社では、同制度による様々なリスクに対する保障とともに、様々な対応策とサービスを提供している。

まず、経営者大型保障制度Lタイプなど途中解約時返戻金のある制度商品に加入していれば、一時的な資金繰り悪化等の資金需要に對して、保障を維持したまま解約返戻金の一定割合まで契約者貸付を利用できる。現在、新型コロナウイルスへの特別対応として、6月末までの申し出に対しては無利

息(金利0%)で利用できる。また、「L⇄Rスイッチ」により、ご加入のLタイプ(解約時返戻金有り)をRタイプ(掛捨て)にスイッチすることで、万が一の保障を確保しながら当面の保険料負担軽減とスイッチ時の返戻金を資金繰りに充てるなど、経営安定化資金として利用できる。

加えて、協力3社では「新型コロナウイルス 健康相談ダイヤル」や「ネット医療相談」、「雇用調整助成金」電話相談・社労士サービス(全法連HP「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」に掲載)など、制度加入企業・会員企業向けに様々なサービスを提供している。

**法人会の謎  
ブロック分けの起源を推理する**

みた。

最初は税務署が定めたものか

ある法人会の事務局から、四谷法人会(2ブロック)と新宿法人会(4ブロック)は同じ新宿区なのになぜブロックが違うのかという質問があった。確かに変だ。同じことは港区の芝法人会(1ブロック)と麻布法人会(2ブロック)にもいえる。その他の法人会は区が同じならばブロックも同じである。そこでその理由を古くからの事務局職員に聞いてみると、文献を調べてみたがわからなかった。

ここから先は推測の域を出ないのだが、ブロック分けの起源を推理して

思っていたが、どうやら23区の歴史にその答えがあるようだ。東京都公文書館のホームページによると、23区の原型となる区が誕生したのは、明治11年(1878年)のことで、15区が置かれた。この旧15区は、皇居のある麹町区を起点として、時計回りに「の」の字を書くように区の順番が定められていた。

麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、浅草、本所、深川という順番である。ほぼ法人会でいう1ブロックと2ブロックが含まれている。順番も現在の法人会順に近い。この15区に新宿は含まれていない。

また、芝と麻布はこの時点で別の区であり、神田、日本橋と西に向かっていく順番から東に折り返

すのが麻布なので、ここでブロックを区切ったのかもしれない。この変遷が、同じ区でもブロックが違う理由ではないかと考えた。

その後、明治29年には、税務署が設立され、四谷税務署、新宿の前身である淀橋税務署が誕生する。両税務署とも歴史ある税務署なのだ。しかも、当時四谷は麹町をも含んでおり、淀橋は現在の渋谷、中野、杉並、荻窪を含む大所帯の税務署であった。

なお、この時計回りの順番は、徳川家康が江戸開発の際、堀で単純に囲むのではなく、末広がりに発展するよう、時計回りに掘り進めたことが関係しているようだ。

この記事はあくまでも推測にすぎない。法人会のブロック分けについて詳しくご存知の方は、是非東法連までご一報いただきたい。

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

詳しくは、国税庁ホームページ下記アドレスのサイトをご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

### 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられました。

### 欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が可能となりました。

### テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えられました。

### 中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

#### 【イベント主催者の方へ】

入場料等の払戻しを請求しなかった方へ発行する「払戻請求権放棄証明書」を電子で発行することができます。

### 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

### 消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、申請書を申請期限までに提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置がされました。

### 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とすることとされました。